

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要等について

建築物・市街地の安全性の確保、既存ストックの活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応など社会的な背景・必要性に対応した「建築基準法の一部を改正する法律」が平成30年6月27日に公布され、一部は同年9月25日から施行しております。残りの改正条文につきましては、公布日から1年以内に施行することとされており、その概要並びに法改正に伴う本市の手数料条例の考え方について報告いたします。

1. 法改正の概要

- 1) 建築物・市街地の安全性の確保
 - 2) 戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化
 - 3) 大規模な建築物等に係る制限の合理化
 - 4) 木造建築物等に係る制限の合理化
- その他)

2. 法改正に伴う認定・許可等の事務手数料の改正

ア) 宇治市建築基準法等関係事務手数料条例改正に係る部分

- ・既存不適格建築物を用途変更する場合の段階的・計画的に現行基準に適合させていく計画に対する認定の手数料を新設
- ・既存建築物を一時的に特定の用途とする場合の制限緩和に係る特例許可の手数料の新設
- ・用途制限に係る特例許可手続きの簡素化に伴う許可の手数料の追加

イ) 今後の手数料を徴取するための条例改正

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例に上記手数料を改正・追記し6月議会議案として提出する予定です。

3. 添付資料

国土交通省（「建築基準法の一部を改正する法律」の概要）

「建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）」の概要

背景・必要性

① 建築物・市街地の安全性の確保

- 糸魚川市大規模火災（H28.12）や埼玉県三芳町倉庫火災（H29.2）などの大規模火災による甚大な被害の発生を踏まえ、建築物の適切な維持保全・改修等により、建築物の安全性の確保を図ることや、密集市街地の解消を進めることが課題

② 既存建築ストックの活用

- 空き家の総数は、この20年で1.8倍に増加しており、用途変更等による利活用が極めて重要
- 一方で、その活用に当たっては、建築基準法に適合させるために、大規模な工事が必要となる場合があることが課題

【既存建築ストックの活用イメージ】



③ 木造建築を巡る多様なニーズへの対応

- 必要な性能を有する木造建築物の整備の円滑化を通じて、木造に対する多様な消費者ニーズへの対応、地域資源を活用した地域振興を図ることが必要

【木材活用ニーズへの対応】



法律の概要

1) 建築物・市街地の安全性の確保

維持保全計画に基づき適切な維持保全の促進等により、建築物の更なる安全性の確保を図るとともに、防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を実現。

- 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大（大規模倉庫等を想定）。
- 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言の創設。
- 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和。

【1年以内施行】

2) 戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化

空き家等を福祉施設・商業施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とするとともに、手続を合理化し、既存建築ストックの利活用を促進。

- 戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数3以下）を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする。
- 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し（不要の規模上限を100㎡から200㎡に見直し）。

【1年以内施行】

3) 大規模な建築物等に係る制限の合理化

既存建築ストックの多様な形での利活用を促進。

- 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入。（用途変更に係る全体計画の認定制度）
- 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和。

【1年以内施行】

4) 木造建築物等に係る制限の合理化

中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、防火改修・建替え等を促進。

- 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し（高さ13m・軒高9m超→高さ16m超・階数4以上）。
- 上記の規制を受ける場合についても、木材のあらわし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し。
- 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し。

【1年以内施行】

＜その他＞

- ① 老人ホーム等の共用の廊下や階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外
- ② 興行場等の仮設建築物の存続期間（現行1年）の延長等
- ③ 用途制限等に係る特例許可手続の簡素化

【①、②は平成30年9月25日施行。③は1年以内施行／平成30年9月25日施行】

※施行日：【平成30年9月25日施行】又は【1年以内施行】（公布の日から1年以内）